

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文の正誤

正	誤
<p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四 [略]</p> <p><u>十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策（第九条の二及び第十六条の二第二項において「原子力防災」という。）に関すること。</u></p> <p>十四の二の二～六十三 [略]</p>	<p style="text-align: center;">【131 頁下欄：内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）】</p> <p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四 [略]</p> <p><u>十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策（第九条の二及び第十六条の二第二項において「原子力防災」という。）に関すること。</u></p> <p>十四の二の二～六十三 [略]</p>

備考 [略] は本正誤においての省略を表す。